

12月3日～9日は「障害者週間」です

# みんなでつくる共生社会

～共に生き  
共に考える 明日を～

「障害者週間」は、障がいのある方への関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを目的として「障害者基本法」により定められています。

村では「東海村障がい者プラン」に基づき、障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりを推進しています。障がいのある方にとって、どのような配慮や支援が必要なのかを知り、理解を深めながらみんなでつくる共生社会に向けて、一人ひとりができることについて考えてみませんか。



▲「東海村障がい者プラン」の詳細はこちら

【問い合わせ】総合相談支援課障がい福祉担当(総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525)

## ヘルプマークを見かけたことはありますか？

### 【ヘルプマークとは…】

ヘルプマークは、内部障害や聴覚障害など外見から障がいがあると分かりにくい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。ストラップとして、衣類やバッグに付けることができます。

### 【ヘルプマークを身につけた方を見かけたら…】

困っている様子のおきには、「どうしましたか?」「お手伝いしましょうか?」などの声を掛け、できる範囲での配慮や支援をするなど、思いやりのある行動をお願いします。

### 【ヘルプマークをご希望の方は…】

総合相談支援課で配布していますので、お問い合わせください。



▲「ヘルプマーク」は、赤地に、白い十字とハートマークが描かれています。

## 障がいについて学びませんか？ 村立図書館に啓発ブースを設置します

障がいに関連する書籍を展示しますので、村立図書館にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

期間▼12月3日(火)から27日(金)まで



## 知っていますか？ 障がい者に関するマーク

障がい者に関するマークは、国際的に定められたもののほか、障がい者団体等が独自に策定して普及を進めているものもあります。障がい者に関するマークを見かけた際には、障がいのある方が行動しやすいよう、ご理解とご協力をお願いします。



▲障がい者に関するマークの詳細はこちら

### 【障がい者に関するマークの一例】

#### 障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が安心して利用できる施設であることを表します。車椅子利用の障がい者に限定したのではなく「全ての障がい者を対象」としたものです。



#### 聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)

聴覚障害であることを理由に運転免許証に条件を付されている方が運転する車に表示します。



#### 身体障害者標識(身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に運転免許証に条件を付されている方が運転する車に表示します。



#### ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬を同伴することのみをもってサービス提供を拒むことは、障がい者差別に当たります。

## 不当な差別取り扱いは禁止されています！

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から、民間企業においても合理的配慮の提供が法的義務と定められました。